

	内容	Q	A
1	交付申請書類	見積書はいつのタイミングで貰えばいいか。	申請時に必要になりますので、申請前に貰ってください
2	交付申請書類	見積書が出ない場合はなにを提出したらいいか。	ネットで金額が載っている画面の画面コピー等、金額がわかるものであれば見積書でなくても構いません。 例) ・SNS広告：SNS広告はあらかじめ自身で金額を設定するものになるため、各SNS広告の申込画面で、金額やターゲットを設定する画面コピー ・OTAサイト掲載：各OTAサイトの利用約款などで、利用料のパーセントや手数料の額などが記載してあるもの
3	交付申請書類	「事業者が存在していることを確認できる書類」について、履歴事項全部証明書は、発行日から3か月以内などの決まりはあるか。	現在お持ちの履歴事項全部証明書について、内容に変更がなければ発行日に関わらず、お持ちの履歴事項全部証明書をご提出ください。内容に変更がある場合は最新の情報が記載された履歴事項全部証明書をご提出ください。
4	交付申請書類	「補助対象者であることがわかる書類」とは具体的にどのようなものか。	長久手市内に事業所又は店舗を有する市内事業者、もしくは市内に居住地のある個人事業主であることを確認できる書類をご提出ください。 例) チラシやパンフレット、ホームページの画面コピーなどで事業所・店舗の名称と所在地が分かるもの
5	交付申請書類	「長久手市内で営業していることが分かるもの」とあるが、登記簿謄本で長久手市の住所が記載してあるため、登記のみでいいか。	登記に長久手市の住所が記載してあったとしても長久手市内で事業をやっていることが分かる書類としてチラシやパンフレット、HPの画面コピー等をご提出ください。 ※本店所在地はアパートの一室で、店舗は長久手市外に構えて営業している場合もあるため
6	交付申請	経営革新事業について補助金を申請した。そのあとで販路拡大事業を行う予定だが、別で申請できるか。	補助対象事業については、1事業者あたり1つの対象事業のみの申請受付となるため、申請を受付することはできません。
7	交付申請	金額については税込みの金額で申請すればいいか。	税込みの補助対象事業の金額に対して2分の1補助をしますので税込みで記載してください。
8	交付申請	既に実施した分の申請をしたいが申請可能か。	交付決定後に実施する事業が対象となりますので、既に実施した事業分については対象外となります。
9	交付申請	交付決定通知はいつぐらいにもらえるか。	交付申請書を受付してから、申請書類に不備や不足等がなければ1週間ほどで交付決定通知を発送します。
10	販路拡大事業	SNS広告費用について、SNSに掲載する広告の製作費は対象となるか。	対象となるのはSNSに広告を掲載する費用のみとなりますので、SNSに掲載するための広告の製作費は対象になりません。
11	販路拡大事業	SNS広告を行う場合、広告代理店へ広告の依頼をしても大丈夫か。	基本的にSNS広告は事業者自らが行ったSNS広告費を対象とします。 ただし、実績報告時に以下の内容が分かるものをご提出できる場合は広告代理店からのSNS広告費用も対象とします。 ●SNS広告を実施した際の対象期間、クリック数や閲覧数等の実績が分かるもの ●実際にSNS広告で出した際の画面コピー ●広告代理店へSNS広告を依頼した場合は、広告代理店へ支払った金額分が、SNS広告へ使用したことが分かる書類
12	経営革新計画	過去に愛知県から承認を得た経営革新計画でも問題ないか。	過去に愛知県から承認を得た経営革新計画でも、計画期間内であれば申請可能です。また、機械や備品購入費においても、まだ未購入であり、これから購入するもの（単価1万円以上）であれば対象となります。
13	創業支援	(令和7年5月30日追記) 創業に伴い、店舗の改修工事の申請を予定している。事業の実施期間が令和8年1月31日までとなっているが、その期間までに店舗としてオープンする必要があるか。	創業支援事業の対象要件は、 ・創業計画書の作成すること ・令和7年4月1日から令和8年1月31日までに開業届もしくは法人設立届出書を取得 ・交付決定後から令和8年1月31日までに申請した内容の事業及び支払を完了することが条件となります。そのため令和8年1月31日までに店舗としてオープンする必要はありませんが、創業後の様子について、実際に見学をさせていただき予定ですので後日日程調整に関するお問い合わせをさせていただきます。
14	創業支援	(令和7年5月30日追記) 創業に伴い、店舗の改修工事の申請を予定している。オンラインで商品を販売するために自宅の改修をする必要があるがその場合の工事は対象か。	今回の創業支援事業の店舗改修は実店舗のみが対象です。自宅の改修工事の場合、事業以外でも使用・利用することが可能となり、事業のみのための改修工事であることが不明となります。そのためオンラインで商品を販売するための（実店舗を持たない）自宅の改修工事は対象外となります。1階が店舗、2階が自宅のような自宅兼店舗の場合の店舗改修工事は対象となります。
15	変更申請	補助対象事業の金額変更があった場合は、いつのタイミングで変更申請及び事業実施を行えばいいか。	交付決定通知を受けた後に、変更が生じた時点で「変更等承認申請書（様式6号）」を提出してください。 変更等承認申請の決定後、変更等承認通知書を送付しますので、その後に事業の実施をしてください。
16	実績報告	実績報告はいつまでに行えばいいか。	事業の実施及び支払いを完了した日から30日以内にしてください。